藤枝市が発注する建築工事における週休２日の取組方針に係る実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建築工事の従業者の労働環境の改善に向け、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進するため必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　週休２日　対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに２日以上の現場閉所を行うことをいう。

⑵　対象期間　工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑶　現場閉所　対象期間において、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による１日を通しての現場の閉所及び分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事をいう。）において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態がある場合を含む。）をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（対象工事）

第３条　藤枝市が発注する全ての建築工事（建築設備工事を含む。）を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は、対象外とする。

⑴　施工に必要な実日数（実働日数）が１週間程度と見込まれる工事

⑵　発注者が対象工事に適さないと判断した工事

（工期の設定）

第４条　発注者は、労働基準法の時間外労働規制等を踏まえ、引き続き週休２日を前提とした工期を設定するものとする。

（多様な働き方への対応）

第５条　受注者は、変形労働時間制等の週休２日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議の上、実施するものとする。

（週休２日の実施状況の確認等）

第６条　週休２日の実施状況の確認等について、次のとおり実施する。

⑴　特記仕様書による明示　発注者は、週休２日の実施状況の確認等のため、特記仕様書（別紙）により対象工事であることを明示する。

⑵　対象期間の設定　対象期間は、受発注者間の協議により設定する。

⑶　実施工程表の提出　受注者は、工事着手前に現場閉所予定日を記載した実施工程表等を提出するものとし、工事着手後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を提出するものとする。

⑷　週休２日の実施状況の確認等　監督員は、受注者から提出された実施工程表等により、現場閉所等の実施状況を確認のうえ、週休２日実施状況確認書（別記様式）を作成し、受注者に交付するものとし、実施状況の確認の結果は、現場閉所等の状況により次のとおり区分する。

ア　完全週休２日　現場閉所を達成している場合には、完全週休２日を実施しているものと判断する。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、実施しているとみなす。

イ　通期の週休２日　対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行い、現場閉所率が 28.5％（８日／２８日）以上である場合には、通期の週休２日を実施しているものと判断する。

附　則

この通達は、示達の日から施行し、令和８年１０月１日以後に設計積算を行う工事について適用する。

（別紙）

藤枝市が発注する建築工事における週休２日の取組方針に係る特記仕様書

1　目的

本特記仕様書は、「藤枝市が発注する建築工事における週休２日の取組方針に係る実施要領」に基づき、対象工事における週休２日の実施や多様な働き方への対応に必要な手続き等を定めることを目的とする。

2　週休２日等の考え方

⑴　週休２日

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに２日以上の現場閉所を行うことをいう。

⑵　対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

⑶　現場閉所

対象期間において、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による１日を通しての現場の閉所及び分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事をいう。）において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業がない状態がある場合を含む。）をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

3　多様な働き方への対応

本工事は、労働基準法の時間外労働規制等を踏まえ、週休２日を前提とした工期を設定している。受注者は、変形労働時間制等の週休２日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について、監督員と協議のうえ、実施するものとする。

4　対象期間の設定

対象期間は、受発注者間の協議により設定する。

5　実施工程表の提出

受注者は工事着手前に、現場閉所予定日を記載した実施工程表等を提出するものとし、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を提出するものとする。

6　週休２日の実施状況の確認等

監督員は、受注者から提出された実施工程表等により、現場閉所等の実施状況を確認のうえ、週休２日実施状況確認書（別記様式）を作成し、受注者に交付するものとし、実施状況の確認の結果は、現場閉所等の状況により以下のとおり区分する。

ア　完全週休２日

現場閉所を達成している場合には、完全週休２日を実施しているものと判断する。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、実施しているとみなす。

イ　通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行い、現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上である場合には、通期の週休２日を実施しているものと判断する。

別記様式

週休２日実施状況確認書

建設工事名		
対象期間	始期（年月日）	
	終期（年月日）	
通期の週休２日	対象期間日数	
	現場閉所日数	
	現場閉所率	
完全週休２日	対象週数	
	週休２日実施週数	
週休２日実施状況 （種別）		

「藤枝市が発注する建築工事における週休２日の取組方針に係る実施要領」に基づき、上記のとおり週休２日の実施状況を確認しました。

年　　月　　日

総括監督員